



「TAIDA」商標の審決取消のお知らせ

(2013 年 08 月 01 日付の智慧財産法院判決「102 年度行商訴字第 40 號」に基づく)

2013 年 9 月 30 日作成

智慧財産法院判決による 2013 年 8 月 1 日の「102 年度行商訴字第 40 號」判決書によりますと、「TAIDA」商標の審決取消訴訟で台大物流科技が台湾大学に敗訴した。

台大物流科技は「TAIDA」商標を以て、書籍、パンフレット、広告、ビニール袋等の商品及び貨物配送、貨物追跡サービス等の役務を指定する上で、2008 年 11 月 3 日に出願した後、商標番号第 1375517 号で 2009 年 8 月 16 日に登録された。

(系争商標)	出願日：2008 年 11 月 3 日
TAIDA	登録公告日：2009 年 8 月 16 日
	区分：第 16 類、第 39 類
	指定商品・役務：
	書籍、パンフレット、広告、ビニール袋等の商品及び貨物配送、貨物追跡サービス等
商標登録番号第 1375517 号	

その後、台湾大学が「TAIDA」商標は下記に示す同校の商標に類似するとして無効審判を請求し、無効審決で取消処分となったが、これを不服とした台大物流科技は、訴願を経て行政訴訟を提起した。

(評定商標)	出願日：2001 年 2 月 21 日
台大	登録公告日：2002 年 6 月 16 日
	区分：第 41 類
	指定商品・役務：
	知識又は技術の伝授、レクチャー
商標登録番号第 164099 号	



(評定商標)  商標登録番号第 164099 号	出願日：2007 年 7 月 27 日 登録公告日：2008 年 5 月 16 日 区分：第 16 類 指定商品・役務： 事務用紙、包装用紙、カード、ブックマーク、封筒、手紙、広告印刷物、証書、葉書、ノート、ブック、印刷品、写真など。
(評定商標)  商標登録番号第 164100 号	出願日：2001 年 2 月 21 日 登録公告日：2002 年 6 月 16 日 区分：第 41 類 指定商品・役務： 知識又は技術の伝授、レクチャー
(評定商標)  商標登録番号第 1309844 号	出願日：2007 年 7 月 27 日 登録公告日：2008 年 5 月 1 日 区分：第 16 類 指定商品・役務： 事務用紙、包装用紙、カード、ブックマーク、封筒、手紙、広告印刷物、証書、葉書、ノート、ブック、印刷品、写真など

智慧財産法院は、2013 年 8 月 1 日、台大物流科技の「TAIDA」商標と台湾大学の「台大」商標は、アルファベットと漢字で文字に差異があるものの、「台大」の発音（中国語のローマ字表記）は「TAIDA」で、同一であることから消費者に誤認・混同を引き起こす虞があり、また、双方の指定した商品・役務が同一又は類似するとして、台大物流科技敗訴の判決を下した。

尚、お気づき点、ご質問となります点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。